

# 令和5年11月岡山県議会定例会提出予定案件

令和5年11月24日

| 件 名                                    |   | 内 容   |             |             |
|--|---|---|-------------|-------------|
| 1 予算案件 (4)                             |   | (単位：千円)   |             |             |
| 会 計 名                                  |   | 既定予算額   | 補正予算額       | 計           |
| 一般会計<br>令和5年度岡山県一般会計補正予算(第4号)          |   | 813,388,149   | △ 1,411,671 | 811,976,478 |
| 特別会計<br>令和5年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算(第1号) |   | 1,781,947   | 19,298      | 1,801,245   |
| 令和5年度岡山県造林事業等特別会計補正予算(第1号)             |   | 33,678,055  | 2,448       | 33,680,503  |
| 令和5年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)            |   | 2,647,323   | △ 4,134     | 2,643,189   |
| 2 事件案件 (11)                            | 1 当せん金付証券の発売について (1)<br><br>2 工事請負契約締結の変更について (2) | ◎令和6年度発売総額 11,000,000千円以内<br><br>◎岡山県営食肉地方卸売市場機能強化工事<br>工 期 令和5年7月5日から令和6年3月20日<br>請負金額(変更前) 699,490,000円<br>(変更後) 715,451,000円<br>請 負 人 花木工業株式会社大阪支店<br><br>◎一級河川砂川公共河川激特工事(芳野橋下部工)<br>工 期 令和3年10月4日から令和6年1月31日<br>請負金額(変更前) 766,700,000円<br>(変更後) 933,152,000円<br>請 負 人 公共河川激特工事(芳野橋下部工)<br>(株)大本組・蜂谷工業(株)建設工事共同<br>企業体 |             |             |

| 件名  | 内容  |
|---|---|
| <p>3 公有財産の処分について<br/>(2)</p>                    | <p>◎処分する物件<br/> 倉敷市玉島乙島字新湊8268番3<br/> 土地 23,796.60平方メートル<br/> 倉敷市玉島乙島字新湊8268番4<br/> 土地 19,506.46平方メートル<br/> 契約の相手方<br/> 倉敷市玉島陶4841番地4<br/> S I N G S株式会社<br/> 代表取締役社長 石井 将基<br/> 処分予定価格<br/> 780,000,000円<br/> 契約締結の時期<br/> 令和5年度中</p> <p>◎処分する物件<br/> 倉敷市玉島乙島字新湊8268番6<br/> 土地 24,013.32平方メートル<br/> 倉敷市玉島乙島字新湊8268番7<br/> 土地 23,858.70平方メートル<br/> 契約の相手方<br/> 大阪府大阪府中央区道修町四丁目5番13号<br/> 藤本化学製品株式会社<br/> 代表取締役 藤本 和将<br/> 処分予定価格<br/> 970,000,000円<br/> 契約締結の時期<br/> 令和5年度中</p> |
| <p>4 岡山県視覚障害者センターの<br/>指定管理者の指定について<br/>(1)</p> | <p>◎管理を行わせる施設<br/> 岡山市北区西古松268番地の1<br/> 岡山県視覚障害者センター<br/> 指定管理者となる団体<br/> 岡山市中区土田96番地1<br/> 社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会<br/> 会長 片岡 美佐子<br/> 指定の期間<br/> 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>   |

| 件名  | 内容   |
|---|--|
| <p>5 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者の指定について (1)</p>                | <p>◎管理を行わせる施設<br/>岡山市北区南方二丁目13番1号<br/>岡山県聴覚障害者センター<br/>指定管理者となる団体<br/>岡山市北区南方二丁目13番1号<br/>公益社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会<br/>会長 中西 厚美<br/>指定の期間<br/>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>                  |
| <p>6 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の指定管理者の指定について (1)</p> | <p>◎管理を行わせる施設<br/>新見市哲多町大野2034番地の5<br/>岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設<br/>指定管理者となる団体<br/>新見市哲多町大野2034番地の5<br/>社会福祉法人 健康の森学園<br/>理事長 黒山 靖弘<br/>指定の期間<br/>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>      |
| <p>7 岡山県総合展示場コンベックス岡山の指定管理者の指定について (1)</p>            | <p>◎管理を行わせる施設<br/>岡山市北区大内田675番地他<br/>岡山県総合展示場コンベックス岡山<br/>指定管理者となる団体<br/>岡山市北区本町6番36号<br/>コンベックス岡山コンソーシアム<br/>代表者 丸田産業株式会社<br/>代表取締役 伊原木 省五<br/>指定の期間<br/>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> |
| <p>8 岡山セラミックスセンターの指定管理者の指定について (1)</p>                | <p>◎管理を行わせる施設<br/>備前市西片上1406番地18<br/>岡山セラミックスセンター<br/>指定管理者となる団体<br/>備前市西片上1406番地18<br/>一般財団法人 岡山セラミックス技術振興財団<br/>理事長 矢吹 巧<br/>指定の期間<br/>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>                  |
| <p>9 令和4年度岡山県歳入歳出決算の認定について (1)</p>                    | <p>◎地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p>   |

| 件 名           |   | 内 容  |
|---------------|---|--|
| 3 条例案件<br>(4) | 別紙のとおり                                    |  |
| 4 報告案件<br>(1) | 1 知事の専決処分した庁用自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について (1) | <p>◎事故発生年月日<br/>令和5年6月5日</p> <p>◎事故発生場所<br/>総社市宿108番地2先 県道上<br/>県側<br/>教育庁<br/>会計年度任用職員<br/>普通乗用自動車</p> <p>◎相手方<br/>(1)倉敷市真備町有井1595番地2<br/>株式会社キャリーオカジャー<br/>代表取締役 延武 忍<br/>大型貨物自動車<br/>(2)総社市在住<br/>個人<br/>水田</p> <p>◎事故原因<br/>県側の不注意</p> <p>◎相手方の損害<br/>(1)車両損害、休車損害<br/>(2)原状回復費用(水田内に散在するガラス片等の撤去)</p> <p>◎損害賠償額<br/>7,716,821円</p> <p>◎専決処分年月日<br/>令和5年10月30日</p> |
| 5 その他         | 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について             | <p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について<br/>4件 928,965円</p> <p>◎港湾施設管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について<br/>1件 2,200,497円</p> <p>◎拾得物未返還に係る和解及び損害賠償額の決定について<br/>1件 36,190円</p>   |

| 件 名 |                  | 内 容                                     |
|-----|------------------|---|
|     |                  | ◎児童扶養手当返納金の請求に関する訴えの提起について<br>1 件       |
|     |                  | ◎高等学校貸付奨学金の返還請求に関する訴えの提起について<br>1 件     |
|     | 健全化判断比率について      | ◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するもの  |
|     | 資金不足比率について       | ◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの |
|     | 内部統制評価報告書の提出について | ◎地方自治法第150条第6項の規定により、同条第4項の報告書を提出するもの   |

令和5年11月岡山県議会定例会提案予定条例

| 番号 | 題名                                 | 提案課   | 概要   |
|----|------------------------------------|-------|--|
| 1  | 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例           | 消防保安課 | <p>高圧ガス保安法の一部改正により、認定高度保安実施者制度が創設されることに鑑み、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県総務関係手数料徴収条例における完成検査合格施設の定義に、高圧ガス保安法の完成検査の特例に関する規定により認定高度保安実施者が完成検査を自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設を加える。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>  |
| 2  | 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例     | 税務課   | <p>森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、引き続き、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例の特例措置を講ずるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を令和10年度分まで延長する。</li> <li>2 法人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を令和11年3月31日までに開始する事業年度等まで延長する。</li> </ol> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>                      |
| 3  | 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例 | 建築指導課 | <p>地域の実情等に鑑み、市街化調整区域における開発許可の対象となる土地の区域から赤磐市の区域を除くものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>市街化調整区域における開発許可の対象となる土地の区域から赤磐市の区域を除く。</p> <p>(施行期日 令和7年4月1日)</p>  |
| 4  | 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例           | 警察本部  | <p>時間制限駐車区間を廃止し、パーキング・チケットの発給設備を撤去することに伴い、当該設備を用いたパーキング・チケットの発給に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通法に規定するパーキング・チケットの発給に係る手数料を廃止する。</li> <li>2 手数料の納付方法に関する規定を削除する。</li> <li>3 パーキング・チケットの発給に係る手数料の額の特例を廃止する。</li> <li>4 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p>(施行期日 令和6年3月1日)</p> |